

京都市都市計画局苦情処理体制要領

平成14年3月28日都市計画局長決定

改正平成16年6月28日, 平成23年5月23日,

平成27年4月28日

(趣旨)

第1条 この要領は、京都市入札及び契約に関する苦情処理要綱（行財政局）に規定する一次苦情申し出時に意見を求めることができる委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語は、京都市入札及び契約に関する苦情処理要綱及び京都市都市計画局建築請負工事検査細目において使用する用語の例による。

(審議案件)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 検査職員が、京都市都市計画局建築請負工事成績評定通知要領に基づき通知した工事成績評定点について、請負者が一次苦情を申し出たときの回答に係る事項
- (2) その他京都市入札及び契約に関する苦情処理要綱に規定する事項

(委員及び組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 都市企画部都市総務課長
- (2) 都市企画部都市総務課建築技術担当課長
- (3) 都市企画部都市総務課設備技術担当課長
- (4) 公共建築部公共建築企画課長
- (5) 公共建築部公共建築建設課長
- (6) 公共建築部公共建築整備課長
- (7) 住宅室すまいまちづくり課長

2 委員長は、都市企画部都市総務課長とする。

3 委員長が指名すれば、委員がその職務を代行することができるものとする。

4 委員長は審議案件毎に、必要と認めるとき、次の各号に掲げる課の担当課長を委員として追加することができるものとする。

- (1) 公共建築部公共建築企画課
- (2) 公共建築部公共建築建設課
- (3) 公共建築部公共建築整備課
- (4) 住宅室すまいまちづくり課

(委員会の招集)

第5条 委員会は、委員長が必要と認めたとき、委員長が招集するものとする。

(委員会の庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市企画部都市総務課が行うものとする。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。
け

附 則（平成16年6月28日決定）

（施行期日）

- 1 この要領は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（平成23年5月23日決定）

（施行期日）

- 1 この要領は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成27年4月28日決定）

（施行期日）

- 1 この要領は、平成27年4月28日から施行する。